歩 掛 関 係

平成28年4月1日以降

工事費の積算

① 直接工事費

1 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 数 量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(2) 価格

「一般土木資材単価」の「資材単価」の「資材単価の決定について」 (p総則-1~)を参照。

2 諸 経 費

- (1) 諸雜費
 - 1) 諸雑費の定義

諸雑費は、雑材料・小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するものである。

- 2) 単価表
 - (イ)歩掛表に諸雑費率が記載されているもの

所定の諸雑費率の限度いっぱいを計上する。なお、金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

(ロ)歩掛表に諸雑費率が記載されていないもの 諸雑費は計上しない。

3) 内訳書

諸雑費は計上しない。

3 端 数 処 理

- (1) 端数処理
 - 1) 単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価=金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。
 - 2) 直接工事費計は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 - 3) 共通仮設費の各細別ごとの積み上げ金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 - 4) 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 - 5) 現場管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 - 6) 一般管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 - 7) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第2位止め、 小数第3位四捨五入する。

② 間接工事費

1 諸経費の取扱い

(1) 橋梁支承(鋼製支承ならびにゴム支承)の諸経費の取扱いは下記表による。

新設・補修	橋 種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
新 設	綱橋	×	×	0
利以	PC橋	0	0	0
補修	綱 橋	0	0	0
11111111111111111111111111111111111111	PC橋	0	0	0

[○]は対象とする ×は対象としない

(2) 鋼製砂防構造物 (スリット構造およびバットレススクリーン構造に限る) の間接工事費の取り扱い

	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
鋼製砂防構造物	×	×	0

○は対象とする ×は対象としない

2 運搬費

離島地区における本土からの重機分解組立による運搬については、往復の場合、フェリー運賃を4回 (2×2)回別途計上する。 トラック台数については、表1により算出する。

表 1 12 t トラック換算台数

機械区分	12 t トラ	ラック換算台数算出式(台)
ブルドーザ	0.	0680Wk + 0.53
クローラクレーン系 (基本ブーム装備)	0.	0946Wk - 0.27
トラッククレーン機械式 (基本ブーム装備)	0.	0708Wk - 1.07
クローラ式杭打機	0.	0963Wk - 0.23
オールケーシング掘削機クローラ式	0.	0885Wk + 0.04
地盤改良機械	0.	0799Wk+0.83
トラッククレーン油圧式	0.	0587Wk-1.00
オールケーシング掘削機据置式・前旋回型	0.	0460Wk + 2.58
中間ブームクローラクレーン系及び	~30 t 吊り	0. 05L
トラッククレーン機械式	35 t 吊り~	0. 10L

- (注) 1. Wkは機械質量であり、「請負工事機械経費積算要領」別表第1に記載されている機械質量とする。
 - 2. Lは中間ブーム長であり、装着ブーム長から基本ブーム長(表6.10)を減じて求める。
 - 3. 算出された換算台数は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

表6.10 基本ブーム長

機械名	吊り能力 t吊り以上	基本ブーム長	摘要
1茂 1灰 石	~ t 吊り未満	基本ノーム民	
クローラクレーン系	~ 50	9	注) 35 t 吊りは9.5m
機械ロープ式	50~100	12	
	100~	18	
クローラクレーン系	~ 50	10	
油圧ロープ式	50~100	13	
	1 0 0 ∼	18	
トラッククレーン	~ 50	9	注) 35 t 吊りは9.5m
機械式	50~100	12	
	100~	15	

3 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- 1) 処分費(再資源化施設の受入費を含む)
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準 備費等に含まれる処分費」に占める割合が 3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の 場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費等に含まれる処分費」に占める割合が3%超える場合または処分費等が3千万円を超える場合	
共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	
現 場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	
一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	

- (注) 1. 上表の処分費等は、準備費等に含まれる処分費を含む。
 - なお,準備費等とは,運搬費,準備費,安全費,役務費,技術管理費,営繕費をいう。
 - 2. これにより難い場合は別途考慮するものとする。
- 4 「長崎県産業廃棄物税相当額」の取扱い

「長崎県産業廃棄物税相当額」は間接工事費等の率計算の対象としない。

土木工事標準積算基準書(総則・共通編)について 下記のとおり改定いたします。

●共通仮設費に関する改定は、次のとおり

- 1) 共通仮設費の表-1工種区分について、「橋梁保全工事」を追加
- 2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算について、 工種区分に「橋梁保全工事」を追加
- 3) 別表第1共通仮設費率について、「河川・道路構造物工事」「鋼橋架設工事」 「道路維持工事」を改定、「橋梁保全工事」を追加

●現場管理費率に関する改定は、次のとおり

- 1)施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正について、工種区分に「橋梁保全工事」を追加
- 2) 別表第2 工種別現場管理費率標準値について、「河川・道路構造物工事」 「鋼橋架設工事」「道路維持工事」を改定、「橋梁保全工事」を追加

●工事の一時中止に伴う増加費用の積算に関する改定は、次のとおり

1) 一時中止に伴い増加する現場経費率の各工種毎に決まる係数(別表-1) について、工種区分に「橋梁保全工事」を追加

港湾・漁港請負工事積算基準について 下記のとおり改定いたします。

- ●土質調査業務に関する改定は、次のとおり
 - 1)諸経費の別表第1について、「率又は変数値」を改定

設計業務等標準積算基準書について 下記のとおり改定いたします。

- ●地質調査積算基準に関する改定は、次のとおり
 - 1) 諸経費の別表第1について、「率又は変数値」を改定